

南風

広 報 紙

第242号 令和5年3月号

編集・発行 福島南消防署
住所 福島市松川町浅川字床ノ窪12-2
TEL 547-3119
FAX 547-3111

春の福島市火災予防運動



— 実施期間：令和5年3月1日（水）から7日（火）まで —

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、万が一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、高齢者を中心とする犠牲者の発生を減少させることを目的として実施しています。

考
え
て
こ
の
機
会
に
よ
う
！

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、防災用品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)



野焼き(野外焼却)の実施には ご注意を!

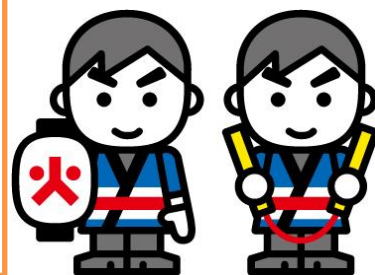
「火災とまぎらわしい煙や火炎が発生するような焼却」を行う場合は消防署への届出が必要となります。しかし、野外焼却を把握するものであり、承認するものではありません(廃棄物の焼却は原則禁止されています)ので、ご注意ください。

ただし、下記のように**禁止の例外**も定められています。

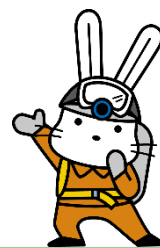
焼却禁止の例外とは??

- ・ どんと焼き、寺社等で行うお焚き上げなどの宗教行為
- ・ キャンプファイヤー、焼き芋などを行うための焼却
- ・ 農業者が行う稲わらの焼却、林業で発生した選定枝の焼却

原則禁止!!



万が一に備えておこう 救急車の対応!



救急車が来るまでに、用意しておく便利なもの。

- 保険証や診察券
- お金
- 靴
- 普段飲んでいる薬 (おくすり手帳)



乳幼児の場合はさらに

- 母子健康手帳
- 紙おむつ
- ほ乳瓶
- タオル



消防庁ホームページ「救急車利用リーフレット」抜粋

http://www.fdma.go.jp/html/new/kyuukyusya_riyou_leaflet.pdf

